

## 一般調査報告書

### フランスにおける若年者雇用対策について

円高や少子化などの影響で日本経済の先行きが不透明感を増していることから、企業が雇用の拡大に慎重になっており、大学生や高校生の就職難が大きな社会問題になっています。2010年春の大卒者の就職率は60.8%で、前年比で7.6ポイントも低下しています。特に就職希望者の就職率は91.8%に留まっており(つまり就職を希望した大学卒業者の8.2%が就職できなかったということです)、これは過去最低だった2000年卒(91.1%)に次ぐ低さになっています。この事態に対処するため、日本でも特に若年層を対象にした就職支援策の強化が進められつつあり、特に厚生労働省は2011年度から企業に対する助成制度をさらに充実させる方針を打ち出しているところです。

一方、こちらフランスでは「オイルショック以降ずっと」と言われるくらいに慢性的な高い失業率に苦しんでおり、2010年4月時点では9.5%もありました。このこと自体が問題ですが、さらに大きな問題は若年者の失業率が常に平均を大幅に上回っていることであり、23.0%と平均の2倍以上になっています。若者の失業率が、全世代の失業率全体を大きく引き上げているのです。(ただし、大学相当の高等教育機関卒業者だけを取り出すと、その失業率は9.6%です。)

これらの状況を踏まえ、もちろん、フランス政府もこれまでにさまざまな対策を執ってきました。

今回のレポートでは、フランス政府が現在実施している若年者失業率の改善に向けた諸施策を紹介し、その背景にみえるフランスの労働事情についても考えてみたいと思います。

#### 1 フランスにおいて若年者失業率が高い理由について

まず、フランスの若年者失業率が高いことについての理由として指摘されている要因を紹介します。さまざまな要因が指摘されていますが、以下ではOECD(経済協力開発機構)による指摘、また、フランスの「世論」としての指摘を紹介します。もちろん、OECDはこれら要因を指摘するだけでなく、その解消をフランス政府に求めているところです。

##### (1) 政策上の問題

###### ① 政府による施策の不安定さ

フランス政府が若年者の雇用対策として実施した施策は、ここ30年間で80以上に上りますが、いずれも抜本的なものではなかったという指摘です。これはOECDによる指摘です。

###### ② 人件費を含む雇用コストそのものが高いこと

フランスは労働者の権利保護が手厚いことに定評がありますが、その「裏返し」として、社会保障の雇用主負担が企業にとっての重荷になり、また、すでに雇用し

た従業員についての人件費削減が困難なものになっています。結果として雇用のフレキシビリティそのものが低くならざるを得ず、企業が新規雇用に慎重にならざるを得ないことも指摘されています。

## (2) 若者に「セカンドチャンス」を認めない傾向が強いこと。

### ① 就職時において学歴偏重の傾向が強いこと

フランスでは学歴があまりに重視される一方で、学業修了後の個人的な努力が評価されにくい傾向があります。したがってスキルを身に付けようとする動機付けも弱くならざるを得ません。OECDによる指摘です。

### ② 学業不振者に再挑戦の場が与えられていないこと

いったん学校からドロップアウトすると職業に就く際にさまざまな障害に遭遇し、就職がどんどん難しくなっています。これもOECDによる指摘です。

### ③ 卒業後すぐに職業を決めなければならない風潮が強いこと

学業の修了後、職業選択をやり直したり、迷ったりすることが許されない風潮が強いため、個人の希望・資質と職業とのミスマッチが起りやすい環境になっています。

## (3) 産業界の入口が狭いこと。

### ① 職業訓練制度が比較的未発達であること。

他のヨーロッパ各国では発達している中等教育段階での職業訓練制度がフランスでは比較的未発達であるために、若者が実際の職場を経験する機会が限られています。

### ② 企業が研修生の受け入れに消極的であること。

経済情勢がおもわしくないために企業が研修生の受け入れに消極的であり、若者の職業訓練の機会がさらに減っています。

### ③ 就職希望者にとってスキルを身につける機会が限られていること。

産業界に身を置く経験がなかなか持てないために、企業の求めるスキルを身につける機会もないのです。

### ④ 労働力の流動性が低いこと

もともとフランスでは転職率があまり高くないなど、労働力の流動性が低い傾向にあります。このため、なかなか若者に就業のチャンスが巡ってこない状況にあります。

## (4) 教育の制度・内容が産業界の要請にできていないこと。

フランスの教育においては伝統的に人文的な分野を重視する傾向が強い一方で、逆に低学年時における理系科目教科の教育が軽視されているとの指摘です。

## 2 フランス政府による若年者失業対策

若年者失業率への対処は、もちろん、フランス政府にとっても喫緊の課題です。フランス政府は、過去30年間にわたってさまざまな施策を実施してきました。

ここで紹介するフランス政府による若年者失業対策は、2009年4月にサルコジ大統領が自ら発表したものです。計 事業に総額13億ユーロを充当するとされています。なお、以下のうち、(1)から(3)までは2010年末までの措置とされており、(4)

及び(6)は恒久化され、(5)は2010年6月末で終了しています。

#### (1) 見習従業員の雇用にかかる税・社会保障費用の補てん

見習従業員として企業に入った若者の70%が就業しており、見習制度は企業による若者の雇用に大きく役に立っています。そこで、以前は従業員が10人以下の企業にのみ適用されていた見習従業員の雇用に係る税・社会保障費用の補てん制度を従業員の数に関わりなく適用することとしたものです。この制度により、見習従業員の雇用当初に必要な税・社会保障費用が100%補てんされます。これにより32万人分の雇用促進を見込んでいます。

#### (2) 見習従業員の雇用に対する1800ユーロの補助金交付（従業員が50人未満の企業について）

従業員が50人未満の企業が新たに見習従業員を雇用した場合に、1800ユーロの補助金を交付するものです。定着したかどうかを見極めるため、見習従業員の雇用後6か月後に交付されます。これにより4万人の雇用確保をめざしています。

#### (3) 専門職の育成に対する1000～2000ユーロの補助金の支給

26歳以下の若者を職業訓練プログラムを含んだ「専門職育成契約」で雇用した場合に、1000ユーロの補助金を企業に支給するものです。高校を卒業していない若者の場合には、2000ユーロの補助金が企業に支給されます。企業は法定最低賃金の55～85%で若者を雇用することができる一方、年間150時間以上の職業訓練を保障しなければなりません。これにより17万人の雇用確保をめざしています。

#### (4) 2か月目のインターンシップ生に対する手当の支給

現在は3か月以上にわたって実施されるインターンシップについてのみ支給が義務付けられているインターンシップ手当について、2か月以上のインターンシップから支給を義務付けるよう制度が変更されました。なお、インターンシップ手当の上限額はひと月当たり417.09ユーロです。

#### (5) インターンシップ生の雇用に対する3000ユーロの補助金の支給

インターンシップ生の積極的な雇用を促すことを目的に、自社で8週間以上のインターンシップを実施した学生を雇用した企業に対する補助金を1500ユーロから3000ユーロに倍増します。(6か月以上の雇用実績を条件にします。)これにより、5万人の雇用確保をめざしています。(この制度は2010年6月末に終了しました。)

#### (6) 失業中の若者の雇用についての5万件の雇用の確保

パートタイム（最低週20時間）かフルタイムで雇用する特殊雇用契約である「統一参入契約」により採用される若年者を、2009年下半期に5万人増やすことを目指します。同契約は、雇用期間は無期から24か月以下の有期で、その間に企業内指導員による研修や職業訓練を任意で受けることができます。対象者には法定最低賃金(SMIC)が保障され、国はその一部（最高でSMICの47%）を負担します。採用した企業は、社会保険料の雇用主負担が一部免除されることとなります。

以上、フランス政府が執っている若年者雇用率の向上をめざした施策を紹介しました。もちろん、必ずしもこのすべてがうまくいっているわけではありません。また、これら

の施策以前にも導入が試みられたものの、実施にすら至らなかったものもあります。最も甚だしい挫折は、2006年に若者雇用促進政策として提案された「初期雇用契約制度」でした。この制度は、「企業が26歳未満の若者を雇用した場合の試用期間は2年間とし、この間には理由を提示することなく解雇できることを認める」という内容で、企業と若年求職者間のミスマッチによる損失を恐れて雇用を控える企業に対してハードルを下げることを目的としたものだったのですが、これを「解雇されやすくなる」と受け取った若者たちが激しい抗議デモを行い、結局、政府はこの案を撤回せざるを得ませんでした。政策の内容の是非もありますが、現在では、若者の間に「蓄積された」うっぷんがこの抗議デモの原動力になっていたとの見方が大勢を占めています。いずれにしても、フランスにおいても強力な若年者失業対策の導入が求められているということが言えます。

### 3 おわりに

若年者失業率の改善は喫緊の課題です。

働きたいのに働けないということ自体が重大な不幸ですが、スキルを身に付ける機会が失われるために不安定な雇用状態に留まらざるを得ないという点で、「人生の一時期」の問題には終わらない恐れがあります。社会全体にとっても、労働力人口そのものが将来にわたって減少する、年金の未納件数の増加、収入が安定しないことによる未婚率の上昇・出生率の低下が発生しうるなど、長期にわたる先行き不安につながります。

もちろん、若年者失業率の改善に向けては、日本でもフランスでもこれまでにさまざまな施策が実施されてきました。しかしながら、特にフランスでは、この報告書の第1節で紹介したとおり、経済情勢以外のさまざまな要因のせいもあり、明らかな改善は実現されていません。日本では、その時々々の経済情勢に左右される傾向が強いようですが、進行しつつある国内消費人口の減少もあり、フランスのように慢性化する危険性は常に存在しています。

この意味で、今回の日本政府による就業支援策は喫緊の課題であるというだけでなく、長期的にも不可欠な施策であると思われます。施策の成果が大きなものであるよう、願わずにはられません。